



2025 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社電業社機械製作所
代表者名 代表取締役社長 彦坂典男
(コード：6365 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 稲垣 晃
(T E L 055-975-8221)

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ(最終報告)

当社は、2024 年 4 月 30 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した、特別調査委員会による再発防止策の提言を受けて取りまとめた、2024 年 5 月 22 日付「再発防止策の策定及び役員報酬の減額に関するお知らせ」を同日の取締役会にて決議いたしました。

本日までの再発防止策の具体的な進捗状況について本日開催の取締役会で報告し、再発防止策による改善の完了と継続的な取組みを行うことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これまでの再発防止策の策定及び進捗状況につきましては、以下のとおり開示を行っております。

2024 年 5 月 22 日「再発防止策の策定及び役員報酬の減額に関するお知らせ」

https://www.dmw.co.jp/assets/upload/2024/09/20240522_news5.pdf

2024 年 11 月 21 日「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ(開示事項の経過)」

https://www.dmw.co.jp/assets/upload/2024/11/20241121_news.pdf

記

(1) 印章管理体制の整備

印章管理に関する全社的な統一ルールとしての「印章管理規程」及び「印章管理の手引き」の制定、同規程及び手引きの説明会及び研修での全社的な周知を行い、2024 年 11 月より運用を開始しております。

上記の運用状況につきましては、内部監査を実施し適切に運用されていることを確認しております。

(2) 不適切会計の防止

① 財務・経理・会計などに関するルール等の整備

適正な見積原価(工事原価総額の見積額)算定のための「着工前施工範囲確認会議実施要領」に基づき、「着工前施工範囲確認会議」を開催しております。また、見積原価の追加算定漏れ防止のため、工事部門と営業部門実施の追加工事の発生状況調査結果の経理部門による確認を継続して実施しております。

2024 年 12 月には、会計実務に係るガイドラインとして「経理処理の基本と誤りやすい事例集」を作成し、社内でのアナウンスを行うとともに②のコンプライアンス研修にて主な事例を説明しております。

今後は、工事部門と営業部門による上記追加工事の発生状況調査について、適正な会計処理の観点からの検証を強化してまいります。

② 財務・経理・会計などに関する周知・教育・研修

経営陣に向けて、今回行われた不適切な会計処理の内容や不適切な会計処理が及ぼす影響などを取り上げる会計コンプライアンス研修を 2024 年 11 月に実施いたしました。また、2025 年 2 月から

3月にかけて従業員に対してコンプライアンス研修を行い、同研修の中で不適切な会計処理の内容や影響を説明するとともに、上記①に記載のとおり、「経理処理の基本と誤りやすい事例集」の主な事例を説明いたしました。

研修受講後のアンケートでは、実態に即した開示や不適切会計の防止など、会計コンプライアンスに対して高い意識を持っていることが示される結果となりました。今後も会計コンプライアンス意識の維持・向上を図るため毎年継続的に会計コンプライアンスに関する研修を実施してまいります。

③ 内部統制とガバナンスの強化

2024年5月22日に、経営トップ（代表取締役社長）がイニシアチブを発揮し全社一丸となって再発防止策や企業風土改革に取り組むことを確認し、再発防止策を決定いたしました。

また、代表取締役社長より、2024年5月に幹部社員を通じて、今回の不祥事を重く受け止めること、見積原価の精度を上げること、誤った考え方に基づく人事考課を止めること、などのメッセージを伝達し、2024年11月には全社員に向け企業風土の改革を重視したメッセージを直接説明いたしました。更に今年度も、2025年11月に代表取締役社長より、これまでの施策の運用を継続するとともに、更なる成長につながるような改善施策に取り組むことをメッセージとして伝達しております。

ガバナンスの強化については、監査等委員会による監査機能強化のため、2024年6月開催の株主総会において体制の変更を行いました。また、2025年6月開催の株主総会に向け、これまで取締役の選解任の方針を見直し、取締役の選解任基準を制定するとともに、取締役会のダイバーシティ推進、内部統制・ガバナンス・コンプライアンス強化及び企業風土改革等の観点から、当社の取締役会の構成を検討した結果、新たに女性取締役（監査等委員である社外取締役）を招聘いたしました。

④ コンプライアンスの取り組み強化

従前設置されていた「リスク・コンプライアンス委員会」について、よりコンプライアンス推進を重視し、委員構成を見直して「コンプライアンス推進委員会」に改名いたしました。更に、コンプライアンス推進に主眼を置いた「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、コンプライアンス推進教育や研修の企画及びその実施、内部通報制度との連携やレポートラインによる法令違反行為等の把握と対応を行うフローを定めました。

同規程を制定後、当社のコンプライアンス推進体制・役割について、2024年10月開催の「コンプライアンス推進委員会」及び2025年2月から3月にかけて開催した全従業員向けのコンプライアンス研修にて説明しております。

また、コンプライアンス推進委員会は、2024年10月に設置後、上記コンプライアンス・リスク管理規程に従い四半期に1度開催しており、今後も上記コンプライアンス推進体制のもと、経営陣・従業員に対するコンプライアンス推進教育を実施する予定です。

⑤ 人事考課における変革

収益目標達成の可否等に偏った評価が行われることを防止するため、外部の人事コンサルタントを起用して現行人事考課制度のルールに従った評価状況の確認を実施するとともに、確認結果のフィードバックを受け、2025年3月に人事考課の規程及びその手引きを制定しております。

今後は、上記人事考課に係る規程及び手引きに基づく評価を徹底してまいります。

⑥ ハラスメント防止とコミュニケーション活性化のための取り組み

ハラスメント防止とコミュニケーション活性化に関する研修として、コミュニケーション活性化に有用な考え方である心理的安全性に関する研修を2024年11月に経営陣に対して実施いたしました。

さらに、2025年2月から3月に、全従業員を対象として実施したコンプライアンス研修の中で、ハラスメントの定義や該当性に関する考え方、当社におけるハラスメント対策を説明するとともに、

ケーススタディによりグループでのディスカッションを実施し、ハラスメント防止やコミュニケーション活性化に役立つ考え方を検討する学習を実施いたしました。研修受講後の理解度アンケートでは、全体的に高い理解度であることが確認できたものの、ハラスメントへの該当性についてはより多くの事例を説明してほしい等の要望などがあったため、今後の研修に反映するとともに、今後も1年に1回以上の頻度でハラスメント防止に関する研修を継続的に実施する予定です。

⑦ 内部通報制度の実効性向上

通報者の保護や不利益な取扱いの防止など公益通報者保護法に則った「内部通報規程」及び「内部通報の手引き」を制定いたしました。

同規程及び手引きの制定に伴い、2024年10月より従来の窓口に加えて、当社内部通報窓口及び取引先からの通報窓口として、顧問弁護士とは異なる内部通報制度に精通した法律事務所の弁護士を社外窓口として開設して運用を開始しております。実際の内部通報実績及びその対応状況については、コンプライアンス推進委員会で定期的に報告しております。

⑧ 内部監査機能の強化

内部監査室の機能を増強するため、専任者を配置し兼務者を増員いたしました。

加えて、外部のコンサルティング会社の支援を受けながら、監査項目の選定・見直しを行い、質問の内容及びそれらに対する回答結果の確認方法や評価方法について、助言を受けて内部監査の品質向上に取り組んでまいりました。

上記内部監査の結果報告については、従来の代表取締役社長と監査等委員会への報告に加え、取締役会にも報告しております。

⑨ アンケートの活用

内部通報制度の補完として、従業員を対象として、2025年1月に今回の不正事案の概要や再発防止策への理解度、実施状況、コンプライアンスや企業風土に関する意識などについてアンケートを実施いたしました。

その結果、従業員の再発防止策への理解やコンプライアンスに対する意識が高いことが確認できたと同時に、従業員からの意見も多く得られ、その多くは会社全体の意識や企業風土、再発防止策や業務の進め方などに関するものでした。

今後、上記の意見を踏まえて対応を行っていくとともに、1年に1回程度で定期的にアンケートの実施と対応というサイクルを継続してまいります。

⑩ 定期的モニタリング

再発防止策の内容や実施状況について問題がないかを確認することを目的として、内部統制検討チームと社外取締役や外部の専門家も参加メンバーに加えた「内部統制改革プロジェクト会議」を設置し、2024年10月、2025年4月、2025年7月及び2025年10月に開催いたしました。

今後は四半期毎に開催し、再発防止策の内容や実施状況に問題がないかモニタリング（監視活動）を実施してまいります。

以上のとおり、当社は2024年5月22日付で策定・公表した再発防止策を実施し、概ね当初の目標を達成し、現在は全ての再発防止策を運用フェーズに移行することができました。今後も継続的にコンプライアンス重視の事業運営とそのモニタリングを行い、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上